

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

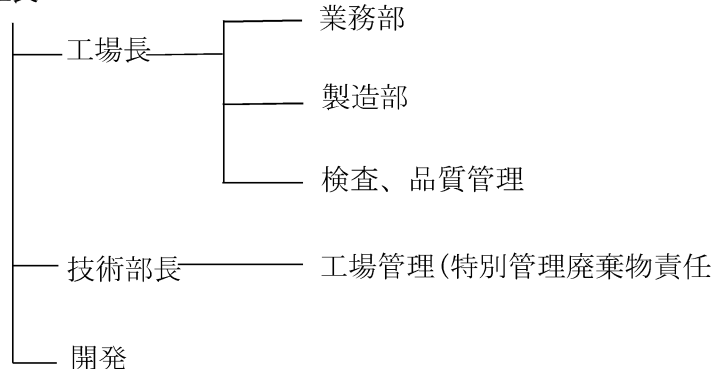
特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年 4月 24日	
豊橋市長 殿	提出者
	住所 豊橋市菰口町3-17
	氏名 豊橋鍍金工業株式会社 代表取締役 高木幹晴 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号 0532-31-6217
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	豊橋鍍金工業株式会社
事業場の所在地	豊橋市菰口町3-17
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	24：金属製品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額：60000万円/年
③ 従業員数	25人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	金属表面めっき作業 めっき素材洗浄廃液、めっき処理、後処理廃液 腐食性廃酸⇒中間処理業者に委託後、中和して埋め立て処分 腐食性廃アルカリ⇒中間処理業者に委託後、中和して埋め立て処分 特定有害廃酸⇒中間処理業者に委託後、凝集沈殿して埋め立て処分 特定有害廃アルカリ⇒中間処理業者に委託後、凝集沈殿して埋め立て処分 特定有害汚泥⇒中間処理業者に委託後、焼却して埋め立て処分

(日本産業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社長



## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の各ラインにおける実態の調査 めっき処理液の更新周期の見直し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	別紙のとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物の各ラインにおける実態の調査 めっき処理液の更新周期の見直し		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 各種の特別管理産業廃棄物は、分別保管されている。 種類ごとに置く位置を変更し、決して間違えて廃棄しないようにしている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同じ。追加では考えていない

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定は無い		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施の予定は無い			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定は無い		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年に引き続き、廃棄物の実態の調査を行っている。 その際に、各ラインにおける廃棄物の数値割合を計算し、仕事量に対する廃棄物の量を分析している</li> <li>・ 優良事業者を除く中間処分業者への現地確認の実行</li> <li>・ 定期的な許可証の期限切れの確認</li> <li>・ 定期的な廃棄物帳簿の確認</li> </ul>		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ。追加では考えていない		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	214	t
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェストへの移行は完全に終了している		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 3日

豊橋市長 殿

提出者

住 所 愛知県豊橋市新西浜町2番地2

氏 名 富士フイルム和光純薬株式会社  
愛知工場

工場長 今庄 聡

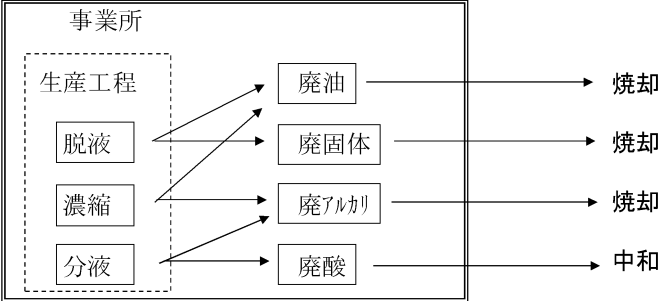
電話番号 0532-31-0541

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	富士フイルム和光純薬株式会社 愛知工場
事業場の所在地	愛知県豊橋市新西浜町2番地2
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	5,589百万円(製品出荷額)
③ 従業員数	147名

④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	 <pre> graph LR     subgraph 事業所         subgraph 生産工程             D[脱液]             C[濃縮]             F[分液]         end         D --&gt; O[廃油]         D --&gt; S[廃固体]         D --&gt; A[廃アルカリ]         C --&gt; AC[廃酸]         F --&gt; AC     end     O --&gt; B1[焼却]     S --&gt; B2[焼却]     A --&gt; B3[焼却]     AC --&gt; N[中和]         </pre>
----------------------	--

(日本産業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・工場長（総括責任者）  
|
- ・環境管理責任者（特別管理産業廃棄物管理責任者）  
・産業廃棄物処理責任者  
|
- ・環境管理課担当者（廃棄物保管・搬出管理責任者）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	別紙の通り	
	(これまで実施した取組) 生産工程中での再利用の推進		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	別紙の通り	
	(今後実施する予定の取組) 生産工程改良による工程中での再利用の推進		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生産品目ごとにドラム缶・コンテナ等へ種類別に処分している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生産工程改良にて工程中での分別推進。(生産過程での種類別にドラム缶・コンテナ等に取出し分別する。)

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別表の通り	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別表の通り	
	(今後実施する予定の取組) —		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	
(今後実施する予定の取組) —			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙の通り	t
	(今後実施する予定の取組) —		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	別紙の通り	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り	
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り	
	(これまでに実施した取組) 再利用業者への処理委託推進 熱回収業者への処理委託推進		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙の通り	t
	(今後実施する予定の取組) 再利用業者への処理委託推進 熱回収業者への処理委託推進 優良認定処理業者への処理委託推進		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1726.825	t
	(今後実施する予定の取組等) ・2008年度より電子マニフェストを導入し対応済み。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

令和5年度の特別管理産業廃棄物発生量及び令和6年度の目標

(単位：t/年)

項目	特別管理産業廃棄物の種類 (名称)	廃油 (有害含む) 反応溶剤等	廃酸 (有害含む) 洗浄水等	特定有害 産業廃棄物 洗浄水等	廃アルカリ (有害含む) 洗浄水等	汚泥 (有害含む) 不要物選別	感染性廃棄物 試験済	合計	
令和5年度	特別管理産業廃棄物発生量	1557.607	102.166	0.015	65.420	1.610	0.007		1726.825
令和6年度 の目標	①自ら再生利用した量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		0.000
	②自ら熱回収を行った量(t/年)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		0.000
	③自ら中間処理により減量した量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		0.000
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		0.000
	⑤全処理委託量	1557.607	102.166	0.015	65.420	1.610	0.007		1726.825
	⑥優良認定処理業者への処理委託量	1557.607	102.166	0.015	65.420	1.610	0.007		1726.825
	⑦再利用業者への処理委託量	779.210	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		779.210
	⑧認定熱回収業者への処理委託量	1557.607	102.160	0.000	65.420	1.610	0.000		1726.797
	⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000	0.006	0.000	0.000	0.000	0.007		0.013
令和6年度	特別管理産業廃棄物発生量	1666.639	102.166	0.015	65.420	1.610	0.007		1835.857
令和6年度 の目標	①自ら再生利用した量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		0.000
	②自ら熱回収を行った量(t/年)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		0.000
	③自ら中間処理により減量した量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		0.000
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		0.000
	⑤全処理委託量	1666.639	102.166	0.015	65.420	1.610	0.007		1835.857
	⑥優良認定処理業者への処理委託量	1666.639	102.166	0.015	65.420	1.610	0.007		1835.857
	⑦再利用業者への処理委託量	833.755	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000		833.755
	⑧認定熱回収業者への処理委託量	1666.639	102.160	0.000	65.420	1.610	0.000		1835.829
	⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.000	0.006	0.000	0.000	0.000	0.007		0.013

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書		令和6年6月12日
豊橋市長 浅井由崇 殿		
		提出者 住 所 愛知県豊橋市雲谷町外の谷55-1 氏 名 大三紙業株式会社 代表取締役 松井 孝悦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0532(41)5111  担当 高柳
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	大三紙業株式会社	
事業場の所在地	愛知県豊橋市雲谷町外の谷55-1	
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	15:印刷・同関連業	
②事業の規模	年商66億	
③従業員数	237名	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油 再生処理業者に委託して再資源化 腐食性廃酸 腐食性アルカリ 最終処分業者に委託して中和処理	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 本社製造事業本部長   廃棄物処理統括責任者 — 廃棄物管理責任者   現場管理責任者			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	排 出 量	127 t	32 t
	(これまでに実施した取組) 歩留りの向上		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	排 出 量	110 t	30 t
	(今後実施する予定の取組) 歩留りの向上		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		



②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
-----	-----------------------------------

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
<p>(管理体制図)</p> <p>本社製造事業本部長</p> <p>↓</p> <p>廃棄物処理統括責任者 — 廃棄物管理責任者</p> <p>↓</p> <p>現場管理責任者</p>			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	排 出 量	12 t	t
	(これまでに実施した取組) 歩留りの向上		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	排 出 量	10 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 歩留りの向上		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		

	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	全処理委託量	127 t	32 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	32 t
	再生利用業者への 処理委託量	127 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t

		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
(これまでに実施した取組)  歩留りの向上				

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
② 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
② 現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	全処理委託量	12 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	12 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
歩留りの向上			

③ 計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	全処理委託量	110 t	30 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	30 t
	再生利用業者への 処理委託量	110 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)  歩留りの向上		
※事務処理欄			

④ 計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	
	全処理委託量	10 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	10 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)  歩留りの向上		
※事務処理欄			

備考

- 1 0年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。



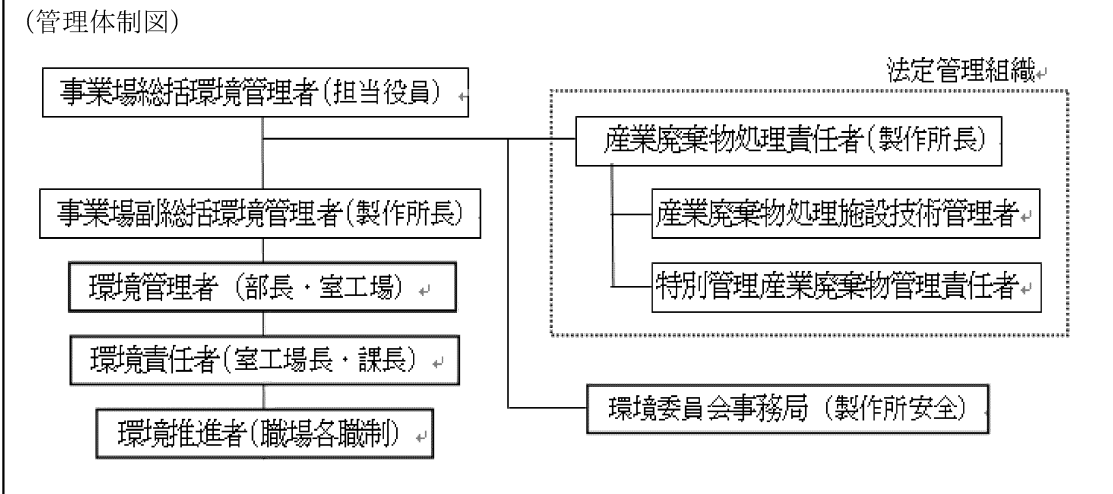
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 令和6年 6月 17日 豊橋市長 殿 提出者 住所 愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地 名称 株式会社デンソー 氏名 代表取締役社長 林 新之助 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0566-25-5511 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社デンソー 豊橋製作所
事業場の所在地	愛知県豊橋市明海町3-23
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	31: 輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	製造出荷額: 574億円
③ 従業員数	1162人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	カーエアコン、サーボモータモジュール、家庭用給湯機用部品製造 製造工程 : 引火性廃油→中間処理業者で処理後、焼却、エマルジョン燃料再資源化 部品処理加工 : 廃酸、廃アルカリ→中間処理業者PH調整後、焼却、エマルジョン燃料

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 脱窒装置導入し社内排水処理場にて処理を検討		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 70:引火性廃油、71:pH2.0以下の廃酸、71:pH12.5以上の廃アルカリ 73:感染性廃棄物
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 平成13年にゼロエミッションを達成し、分別促進に関してはひと段落している。 現在は新入社員、新配属者、期間従業員等へルールの周知徹底を重点に取り組んでいる。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 なし		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		

(第5面)

②計画	<b>【目標】 別紙のとおり</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特になし		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	75.35	t
(今後実施する予定の取組等) ・ 電子マニフェスト導入済み			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

令和5年度の特別管理産業廃棄物発生量及び令和6年度の目標

(単位：t/年)

項目	特別管理産業廃棄物の種類 (名称)	燃えやすい 廃油	pH2.0以下の 廃酸	pH12.5以上の 廃アルカリ	感染性廃棄物					合計
令和5年度 の 実績	令和5年度の特別管理産業廃棄物発生量	8.28	66.91	0.08	0.08					75.35
	①自ら再生利用した量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	②自ら熱回収を行った量(t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	③自ら中間処理により減量した量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	⑤全処理委託量	8.28	66.91	0.08	0.08					75.35
	⑥優良認定処理業者への処理委託量	8.28	66.91	0.08	0.08					75.35
	⑦再利用業者への処理委託量	0.00	11.35	0.00	0.00					11.35
	⑧認定熱回収業者への処理委託量	8.28	55.56	0.08	0.08					64.00
	⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
令和6年度 の 目標	令和6年度の特別管理産業廃棄物発生量	8.28	66.91	0.08	0.08					75.35
	①自ら再生利用した量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	②自ら熱回収を行った量(t/年)	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	③自ら中間処理により減量した量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	④自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00
	⑤全処理委託量	8.28	66.91	0.08	0.08					75.35
	⑥優良認定処理業者への処理委託量	8.28	66.91	0.08	0.08					75.35
	⑦再利用業者への処理委託量	0.00	11.35	0.00	0.00					11.35
	⑧認定熱回収業者への処理委託量	8.28	55.56	0.08	0.08					64.00
	⑨認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00					0.00

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 18日

豊橋市長 殿

提出者

住 所 愛知県豊橋市中原町字平山18番地

氏 名 日東電工株式会社 豊橋事業所

事業所長 井田 太

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0532-41-1121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日東電工株式会社 豊橋事業所
事業場の所在地	愛知県豊橋市中原町字平山18番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

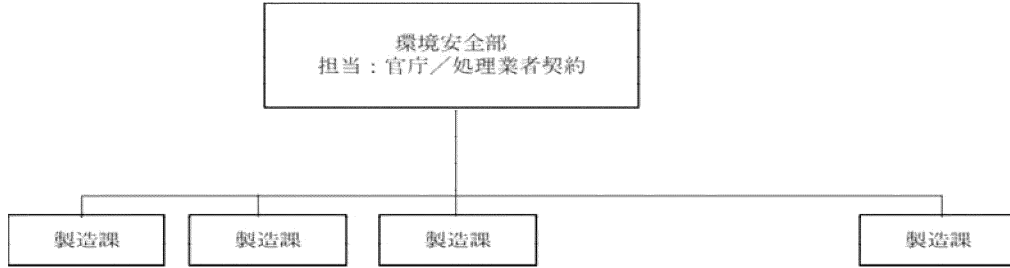
① 事業の種類	E-32 その他の製造業
② 事業の規模	2023年度製造品出荷額 1,250 億円
③ 従業員数	1,803 名(2024.3.31)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR     A[樹脂+溶剤] --&gt; B[粘着剤]     B --&gt; C[テープ製造工程]     C --&gt; D[テープ製品]     C --&gt; E[廃プラスチック類 廃油、廃樹脂類 他]             </pre>

(日本産業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	排出量	2,734 t	0.03 t
	(これまでに実施した取組) ・引火性廃油の分別による売却		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	排出量	2,651 t	0.03 t
	(今後実施する予定の取組) ・引火性廃油の分別による売却量の拡大		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引火性廃油は既に分別し、燃料化売却済み
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・設備を導入し、燃料化する引火性廃油の量を拡大する

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥
	排出量	0.2 t	0.002 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥
	排出量	0.2 t	0.002 t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	全処理委託量	2,734 t	0.03 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,698 t	0.03 t
	再生利用業者への処理委託量	1,584 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	731 t	0.03 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	419 t	0 t
(これまでに実施した取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥
	全処理委託量	0.2 t	0.002 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.2 t	0.002 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.2 t	0.002 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	全 処 理 委 託 量	2,651 t	0.03 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	2,617 t	0.03 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,536 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	709 t	0.03 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	406 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度 ( 2023 年度) 実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	2,734 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

(第5面-2)

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥
	全処理委託量	0.2 t	0.002 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.2 t	0.002 t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.2 t	0.002 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（                      年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t	
(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

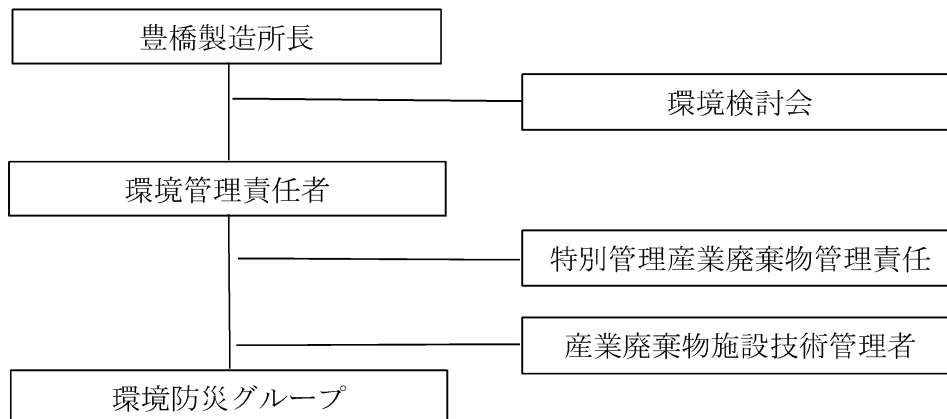
特別管理産業廃棄物処理計画書 令和 6年 6月 21日 豊橋市長 殿 提出者 住 所 愛知県豊橋市明海町1 氏 名 トピー工業株式会社 豊橋製造所 執行役員所長 上手 研二 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0532-25-1111  廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	トピー工業株式会社 豊橋製造所
事業場の所在地	愛知県豊橋市明海町1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	鉄鋼業
② 事業の規模	令和5年度売上高 104,391百万円
③ 従業員数	924人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	製鋼工程：特定有害ダスト類→再生処理業者に委託して亜鉛原材料、 鉄原材料として再利用 診療所：感染性廃棄物→中間処理業者に委託して焼却処分 保管トランス等：PCB汚染物→中間処理業者に委託して焼却処分 研究所：引火性廃油、腐食性廃酸、特定有害廃酸、特定有害アルカリ →中間処理業者に委託して焼却処分等 研究所：特定有害汚泥→中間処理業者に委託してコンクリート固化 燃え殻：燃え殻（基準値を超える有害物質を含むもの） →中間処理業者に委託して混錬処理

(日本産業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表1のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 有害性ばいじん：電気炉を更新したことにより排出量が減少した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表2のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 有害性ばいじん：製鋼歩留まり改善により発生原単位を抑制する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 有害性ばいじん：屋内の専用保管庫で保管している。 PCB廃棄物：屋内の専用保管場で保管している。 感染性廃棄物：専用の容器に保管している。 その他：屋内の専用保管庫で保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 有害性ばいじん：屋内の専用保管庫で保管する。 PCB廃棄物：屋内の専用保管場で保管する。 感染性廃棄物：専用の容器に保管する。 その他：屋内の専用保管庫で保管する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表3のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら再生利用は行っていない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表4のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら再生利用を行う予定はない		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表5のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 熱回収、減量化は行っていない			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表6のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 熱回収、減量化を行う予定はない			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表7のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立は行っていない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表8のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立を行う予定はない		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表9のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 有害性ばいじん：亜鉛回収業者、鉄源回収業者等の再生利用業者への処理委託に より最終処分量の削減を図っている。 優良認定処理業者への委託を行っている。		

②計画	<b>【目標】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙表10のとおり
	全 処 理 委 託 量	t t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>有害性ばいじん：亜鉛回収業者、鉄源回収業者等の再生利用業者への処理委託 により最終処分量の削減を図る。 優良認定処理業者への委託を行う。</p>	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>	
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	別紙表11のとおり t
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>平成28年度より電子マニフェスト導入し対応済み。</p>		
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024 年 6 月 30 日	
豊橋市長	殿
提出者	
住 所 豊橋市飯村町字浜道上50	
氏 名 独立行政法人国立病院機構	
豊橋医療センター院長 山下克也	
電話番号 0532-62-0301	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター
事業場の所在地	愛知県豊橋市飯村町字浜道上50
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83:医業
② 事業の規模	病床数388床
③ 従業員数	430.96名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	集積後、医療廃棄物処理業者に焼却、溶解スラグ処理を依頼

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	排出量	167.36 t	0.56 t
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物に関しては、各病棟・外来等において各医療職職員に職場長より必要以上の感染性廃棄物を排出しないよう周知・指導・検証を行っている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	排出量	156.56 t	0.56 t
	(今後実施する予定の取組) プラスチック容器から段ボール容器へと移行しており、新型コロナウイルスで使用するガウンなどを段ボールに入れているが、圧縮して中の空気が外に漏れてしまうのを防ぐ目的で圧縮せずに使用しているため感染性廃棄物は増加傾向にあったが令和5年5月8日以降の感染症法の位置づけ変更により、5類となり入院患者数減少傾向であり、感染性廃棄物も減少すると見込み、オミクロン株が流行する前の令和2年度を目標にプラスチックやガラスくず等の産業廃棄物と感染性廃棄物の分類の指導、実践及び検証を実施するとともに、廃棄物の増加幅の減少に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染の危険があるため、分類できない。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			



## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	全処理委託量	156.56 t	0.56 t
	優良認定処理業者への処理委託量	156.56 t	0.56 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	全 処 理 委 託 量	156.56 t	0.56 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	156.56 t	0.56 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（ 2023 年度）実績】</b>		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	167.92	t
	(今後実施する予定の取組等) 令和2年3月より実施済		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

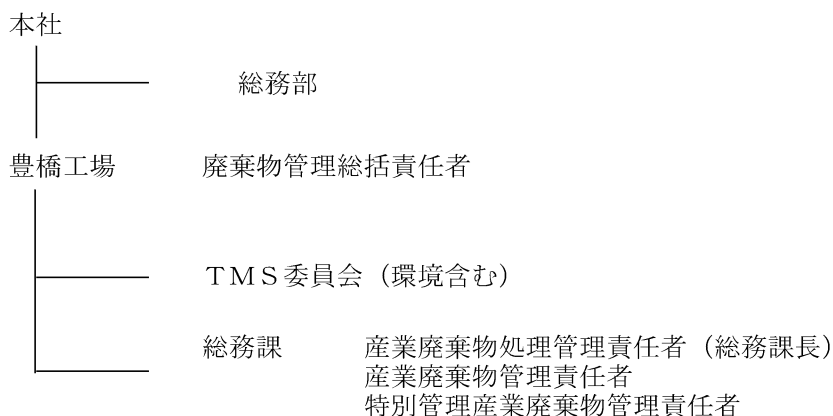
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 令和6年 6月 25日 豊橋市長 殿 提出者 住 所 愛知県豊橋市明海町3番60 氏 名 東洋製罐株式会社 豊橋工場 工場長 松島 淳 電話番号 0532-23-5661  廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東洋製罐株式会社 豊橋工場
事業場の所在地	愛知県豊橋市明海町3番60
計画期間	令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	18:プラスチック製品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 : 2,768,988万円
③ 従業員数	343名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油: 廃インキ・廃接着剤 → 社内にて一部溶剤回収装置で中間処理を実施。再生処理業者に委託して、エマルジョン燃料として再資源化。

(日本産業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	排出量	171 t	65 t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃インキ：残肉利用により廃インキを削減した。 エコマッチ活用し期限切れ廃インキを削減した。</li> <li>・廃接着剤：使用量計算の精度を上げ、作り過ぎによる残接着剤の削減をした。 サブタンクの計上を変更をして残接着剤の発生量を削減した。</li> </ul>		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	排出量	154 t	58 t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃インキ：インキの期限切れによる残肉廃棄の削減。 エコマッチの有効活用による残肉利用の推進。 粘調器洗浄にて使用した溶剤の再利用を実施し、 型替時の廃液削減を図る。</li> <li>・廃接着剤：洗浄用溶剤の再利用。 サブタンクの形状変更。</li> </ul>		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃インキ・廃接着剤に分別しドラム缶に入れて、密封状態で保管している。</li> </ul>
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤	
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0	t
①現状	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤	
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0	t
②計画	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤	
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0	t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	119 t	43	t
①現状	(これまでに実施した取組) ・廃インキ・廃接着剤を溶剤回収装置にかける事により廃棄量の削減をした。		
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤	
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	108 t	38	t
②計画	(今後実施する予定の取組) ・廃インキ・廃接着剤については溶剤回収装置の稼働率を上げる事により廃棄量削減を図る		

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	自ら埋立処分 を行なった 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	自ら埋立処分 を行なう 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	全処理委託量	52 t	22 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	52 t	22 t
	再生利用業者への 処理委託量	52 t	22 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・優良認定業者へ処理を委託を行い、最終処分量を削減したい。			

(第5面)

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油 廃インキ	引火性廃油 廃接着剤
	全 処 理 委 託 量	46 t	20 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	46 t	20 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	46 t	20 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	46 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・優良認定業者へ処理を委託を行い、最終処分量を削減したい。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	236 t	
(今後実施する予定の取組等) ・令和元年より電子マニフェスト導入し対応済み。			
※事務処理欄			



(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

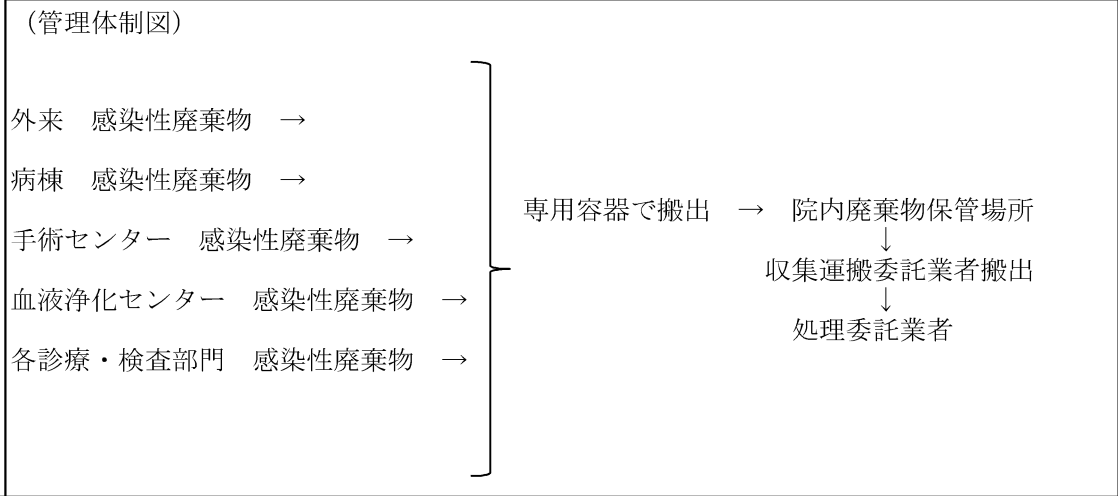
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書 令和6年 6月 日 豊橋市長 殿 提出者 住 所 豊橋市青竹町字八間西50番地 氏 名 豊橋市民病院 院長 浦野文博 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0532-33-6111  廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	豊橋市民病院
事業場の所在地	豊橋市青竹町字八間西50番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	800床
③ 従業員数	1,700人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染性廃棄物 収集運搬業者が中間処理施設へ搬入し、中間処理施設で焼却処分後、最終処分(埋立)</li> <li>・ 引火性廃油 収集運搬業者が中間処理施設へ搬入し、中間処理施設で油水分離処分後、焼却処分及び熱回収。</li> <li>・ 廃酸 収集運搬業者が中間処理施設へ搬入し、中間処理施設で焼却処分後、最終処分(埋立)</li> </ul>

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	廃酸
	排出量	252.91 t	1.8 t	0.002109 t
	(これまでに実施した取組) ・現場でのマニュアルの周知と分別の徹底			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	廃酸
	排出量	250.38 t	1.78 t	0.002088 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き現場でのマニュアルの周知と分別の徹底			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・紙おむつも感染性廃棄物として処理していたが、非感染性の紙おむつは可燃物として処理することとした
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特に計画はない

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 5 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（ 5 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	廃酸
	全処理委託量	252.91 t	1.8 t	0.002109 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	1.8 t	0.002109 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			

(第5面)

②計画	<b>【目標】</b>			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	廃酸
	全 処 理 委 託 量	250.38 t	1.78 t	0.002088 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	1.78 t	0.002088 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（ 5 年度）実績】</b>			
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	252.16 t		
	(今後実施する予定の取組等)			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。





様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

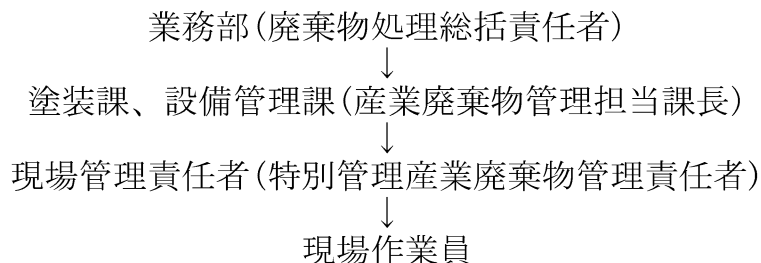
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2023 年 6 月 28 日	
豊橋市長 殿	
提出者	
住 所 愛知県豊橋市明海町22番地	
氏 名 株式会社新来島豊橋造船 高山 則	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0532-25-9660	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株新来島豊橋造船
事業場の所在地	愛知県豊橋市明海町22番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	非公開
③ 従業員数	1000人(協力従業員含む)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	①船舶工事備品購入 → ②余剰・廃棄分発生 → ③各産廃業

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	87 t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	80 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・製造工程においてより細かい塗料の在庫管理を検討する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物毎に保管場所を決め、容器にて保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	87 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	87 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者を検討する。		

(第5面)

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全 処 理 委 託 量	80 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	87	t
	(今後実施する予定の取組等) ・特になし		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

